

## 広域再生利用指定及び再生利用認定の実績

平成14年8月26日現在

## 1. 環境大臣指定

(環境大臣による指定を受けた者について、業許可が不要となる制度)

## (1)一般廃棄物(計4件)

指定年月日	指定対象産業廃棄物
平成3年7月1日(収集・運搬のみ)	廃自動車及び廃原動機付自転車
平成13年9月6日(収集・運搬のみ)	廃家電
平成13年11月14日(収集・運搬のみ)	廃家電
平成14年3月29日(収集・運搬のみ)	廃家電

## (2)産業廃棄物(計57件)

指定年月日	指定対象産業廃棄物
平成3年7月1日(収集・運搬のみ)	廃自動車及び廃原動機付自転車
平成7年7月14日	自動車のバンパー(廃プラスチックに限る)
平成7年8月22日(収集・運搬のみ)	廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る)
平成7年8月22日(処分のみ)	廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る)
平成9年3月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機
平成10年3月17日	石膏ボード製品の廃材
平成10年6月12日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成10年7月7日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成11年5月11日	使用済みドナーフィルム製品
平成11年5月11日	使用済み実験動物輸送容器
平成11年5月27日	窯業系サイディング製品の廃材
平成11年5月27日	住宅屋根用化粧スレート製品の廃材
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機
平成11年10月1日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成11年10月8日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成11年10月26日	グラスウール製品の廃材

平成11年10月26日	ロックウール製品の廃材
平成12年5月19日	窯業系サイディング製品の廃材
平成12年5月19日	ゾライト系硫酸塩製品の廃材
平成12年7月25日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成12年7月25日	ロックウール製品の廃材
平成12年9月22日	窯業系サイディング製品の廃材
平成12年10月17日	軽量気泡コンクリート製品の廃材
平成12年10月30日	廃パチンコ機
平成12年11月6日	住宅屋根用化粧スレート製品の廃材
平成12年11月6日	窯業系サイディング製品の廃材
平成12年11月6日	工業用研削砥石の廃材
平成12年12月7日	ロックウール製品の廃材
平成12年12月7日	グラスウール製品廃材
平成12年12月7日	ロックウール製品の廃材
平成13年1月5日	刈込用ハガキ製品の廃材
平成13年1月5日	ロックウール製品の廃材
平成13年6月8日	使用済み実験動物輸送容器
平成13年6月22日	グラスウール製品の廃材
平成13年10月4日	工業用研削砥石の廃材
平成13年11月2日	石膏ボード製品の廃材
平成13年12月18日	工業用研削砥石の廃材
平成14年1月7日	グラスウール製品の廃材
平成14年1月7日	プラスチック製雨樋の廃材
平成14年1月18日	情報通信機器が産業廃棄物となったもの
平成14年1月18日	情報通信機器が産業廃棄物となったもの
平成14年1月18日	ロックウール製品の廃材
平成14年1月22日	石膏製品の廃材
平成14年1月22日	窯業系サイディング製品の廃材
平成14年1月24日	木毛セメント板の廃材
平成14年2月22日	タイル、ブロック、衛生陶器の廃材
平成14年4月17日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの
平成14年4月19日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの
平成14年4月19日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの
平成14年5月22日	パーティクルボード製品の廃材
平成14年5月23日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの

## 2. 再生利用認定

(環境大臣による認定を受けた者について、業許可及び施設設置許可が不要となる制度)

### (1)一般廃棄物(計32件)

指定年月日	認定対象一般廃棄物とその再生利用方法
-------	--------------------

平成12年12月21日	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用
平成13年12月21日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月18日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月23日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月30日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月30日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月30日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年1月31日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月1日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月7日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月7日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月13日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月20日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月20日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月20日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月28日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年2月28日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年3月12日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年3月12日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年3月15日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年3月25日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年3月26日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年4月9日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年4月9日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年4月9日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年4月22日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年5月8日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年5月13日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年5月13日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年5月13日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年5月24日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用
平成14年6月25日	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用

(2)産業廃棄物（計9件）

指定年月日	認定対象産業廃棄物とその再生利用方法
平成10年7月23日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成10年7月23日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成10年10月1日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成11年1月21日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成12年5月19日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成12年12月19日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成13年7月13日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用
平成13年8月28日	無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用

平成14年 1月22日 無機建設汚泥を高規格堤防の築造材として使用